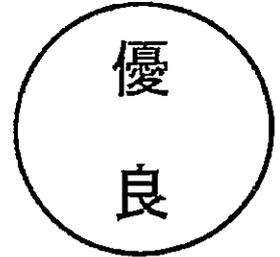


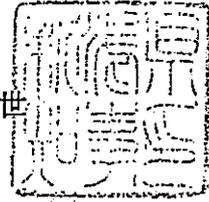
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

新潟県新潟市西区寺尾東一丁目19番19号
新潟メスキュード 株式会社
代表取締役 佐藤 弘



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英 世



許可の年月日 令和 4年10月21日

許可の有効年月日 令和11年 5月16日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を含む。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る。）、

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、

廃石綿等、感染性産業廃棄物

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

・積替え又は保管を行う場所の所在地

新潟県上越市大字上千原字大野2667番21

・積替え又は保管を行う場所の面積及び産業廃棄物の種類

感染性産業廃棄物(30.08㎡)、廃油(3.24㎡)、廃酸(3.24㎡)、
廃アルカリ(3.24㎡)、汚泥(9㎡)、ばいじん(6㎡)、鉍さい(4㎡)、
燃え殻(6㎡)、廃石綿等(15㎡)

・積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

感染性産業廃棄物(40㎡)、廃油(3.6㎡)、廃酸(3.6㎡)、
廃アルカリ(3.6㎡)、汚泥(18㎡)、ばいじん(18㎡)、鉍さい(8㎡)、
燃え殻(18㎡)、廃石綿等(30㎡) (以上、屋内)



3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・変更届出年月日 平成 9年10月 3日
(代表者の変更 旧 金子 宗雄)
- ・更新許可年月日 平成10年 5月17日
- ・変更許可年月日 平成10年12月25日
(廃油(揮発油類・灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。)、汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。)、鉱さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの。)、ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの。)、燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、セレン又はその化合物を含むもの。)の追加)
- ・変更許可年月日 平成12年 6月 1日
(廃石綿等の追加)
- ・変更届出年月日 平成15年 4月11日
(上越市積み替え保管場所の追加)
- ・更新許可年月日 平成15年 5月17日
- ・平成17年3月21日 新潟市の合併により西川町の積替え保管施設削除
- ・平成19年4月1日 住所の表示の変更
(旧 新潟県新潟市寺尾東一丁目19番19号)
- ・変更届出年月日 平成20年 4月 7日
(積替え保管施設の変更)
- ・更新許可年月日 平成20年 7月28日
- ・変更届出年月日 平成23年 2月25日
(積替え・保管場所(上越市大字上千原)の追加)
- ・変更届出年月日 平成23年 4月 5日
(積替え・保管場所(上越市大字黒井字八幡野)の削除)
- ・優良基準適合確認 平成25年 3月28日
(許可の有効年月日が平成25年 5月16日から平成27年 5月16日に延長)
- ・更新許可年月日 平成27年 8月27日
- ・優良基準適合認定 平成27年 8月27日
(許可の有効年月日が平成32年 5月16日から平成34年 5月16日に延長)
- ・更新許可年月日 令和 4年10月21日
- ・優良基準適合認定 令和 4年10月21日
(許可の有効年月日が令和 9年 5月16日から令和11年 5月16日に延長)

5 積替え許可の有無

有 新潟市 第05960002903号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 4年10月21日 更新許可)